

武蔵野市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画専門部会
傍聴要領

(目的)

第 1 条 この要領は、武蔵野市健康福祉総合計画・地域福祉計画専門部会等設置要綱（令和 8 年 4 月 1 日施行）の規定に基づき設置した武蔵野市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画専門部会（以下「専門部会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の手続)

第 2 条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、所定の場所で、傍聴受付簿に氏名、住所、連絡先を記入したうえで、傍聴の許可を受けなければならない。

(傍聴人の定員)

第 3 条 傍聴の受付は先着順とし、定員は20名を超えないこととし、会場の広さ等により専門部会に支障のない範囲内で設定する。

(傍聴人の守るべき事項)

第 4 条 傍聴人は、用意された席で、静粛に良識ある態度で傍聴しなければならない。

- 2 会議の進行を行う者から、特に求められた場合を除いて、発言はできない。
- 3 会議を非公開とする専門部会の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(撮影及び録音)

第 5 条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等の撮影や、録音等を行ってはならない。ただし、専門部会において特に認められた者は、この限りではない。

(係員の指示)

第 6 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 7 条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会議の進行を行う者はこれを制止し、その命令に従わないときは、専門部会に諮ってこれを退場させることができる。

付 則

この要領は、令和 8 年 5 月 12 日から施行する。